

平成 29 年度 障害者差別解消法の周知に係る町の取り組み状況について

■障害者差別解消法の周知に関する活動等について

- ・「寒川町障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を 4 月 1 日に施行。
昨年度中に、在籍している全職員に研修を既に行ったため、今年度は新規採用された職員に対し、周知のため研修を行った。
- ・差別解消法を P R するチラシを作成し、以下のとおり活動を行った。
 - 9 月 セブンイレブン寒川駅前店にチラシ配架依頼
 - 10 月 ふれあい福祉フェスティバルにてチラシ 100 部配布
 - 11 月 寒川町産業まつりにてチラシ 100 部配布
町内のセブンイレブン全 10 店舗にチラシの掲示依頼
 - 12 月 第 34 回 寒川町社会福祉協議会福祉大会にてチラシ 500 部配布
にっこりマーケットにてチラシの掲示、100 部配布
(配布枚数 計 800 枚)

※上記資料は、平成 30 年 2 月 2 日（金）に開催された、平成 29 年度 第 5 回 寒川町地域自立支援協議会にて配布された資料からの抜粋です。